

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年9月15日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと2・3）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和5年9月15日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定について
横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会
「文部科学大臣表彰」受賞について
新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の基本的な方向性について
中学校における全員給食の実施に向けた事業者の公募について
- 3 審議案件
教委第30号議案 横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関する意見の申出について
教委第31号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。8月17日の会議録の署名者は、森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、9月1日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 9/7 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 9/12 本会議（第2日）一般質問
- 9/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、9月7日に本会議第1日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。

9月12日には本会議第2日目が開催され、一般質問が行われました。

9月14日に、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/1 慶應義塾高等学校「第105回全国高等学校野球選手権記念大会」優勝セレモニー

(2) 報告事項

- 横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定について
- 横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会「文部科学大臣表彰」受賞について
- 新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の基本的な方向性について
- 中学校における全員給食の実施に向けた事業者の公募について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、9月1日に「慶應義塾高等学校『第105回全国高等学校野球選手権記念大会』優勝セレモニー」が市庁舎1階アトリウムで行われ、鯉淵教育長、中上委員が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から4点報告いたします。まず、1点

目ですが、「横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定について」、2点目は、「横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会『文部科学大臣表彰』受賞について」、3点目は、「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の基本的な方向性について」、最後に、4点目ですが、「中学校における全員給食の実施に向けた事業者の公募について」報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

中上です。今、一般報告の中で、全国1位となった慶應義塾高等学校野球部の報告会と、私たちからすると元気をもらったという意味での感謝の会があって、私は優勝セレモニーに参加させていただきました。それには理由がありまして、私たちは公立高等学校のそれぞれの頑張りを応援する立場ですけれども、神奈川県大会の決勝のときから見ていたのですが、何かちょっと雰囲気が違うチームだなと見ていました。

その理由としては、野球部の監督の方針ですね。例えば、甲子園の神話を変えるだとか、長時間の練習はしないだとか、そういう監督のマネジメントに非常に興味があって、生の監督と選手の声を聞きたいなと思って参加させてもらいました。やはり素晴らしいのは、それを生徒主体に判断させること。大体、伝統的な甲子園を目指す野球部の学校というのは、監督の強いリーダーシップの下に行っていくというのが今までの方法で、もちろんそれはあるのですが、選手主体で自ら考えさせることが、やはり素晴らしいなというのがありました。それが伸び伸び自由な雰囲気、ここぞというときにプレッシャーがかからないのは、メンタルの優れたコーチがついているみたいですが、ネガティブな心理状態をポジティブに変えるだとか、3本指ポーズをおっしゃっていましたが、そこにいろいろな意味が隠されているというか、秘訣があるようです。

ワードとしては、「生徒主体に自ら考えさせる」。これはまさに教育委員会が狙っている、「子どもたちが自ら考え、行動して、すばらしい人材になってもらう」というコンセプトとも非常に一致しているのではないかと思います。これは野球に限らず、青山学院大学でもありましたけれども、マラソンなどもそうですよね。選手になるべく考えさせるという教育が素晴らしいなと思って、実際に監督の言葉、選手一人ひとりの言葉を聞いて実感し、感動したところです。

参考になるのは、部活動の今後の在り方の中で、今までの練習の方法で良いのかどうかについて、やはり効率的な練習を行っていかねばならないということです。私も中学のときは野球部にいたのですが、昔ながらの水も飲ませない非常に厳しいところで活動しました。それはそれなりに得たものはあると思いますが、やはり今の時代に合わせて、子どもにもっと合理的に効率的に自分で考えさせ、監督の指示待ちのサインではなく、自分でサインも考えるというところが、横浜市の目指している探究型の人材育成にも一致するのではないかと思います。

一方では、仙台育英学園高等学校の須江監督がおっしゃっている「人生は敗者復活戦」という言葉がありますけれども、負けても再チャレンジしていくというあの言葉も素晴らしいと思いました。すみません、長くなりましたが、以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見はございますか。

特になければ、次に「横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定につい

金井特別支援
教育課長

て」、所管課から御報告いたします。

特別支援教育課長の金井です。資料の「横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定について」を御覧頂ければと思います。令和5年3月、教育委員会において「横浜市特別支援教育推進指針」の検討開始について御報告いたしました。その後、PTAの方々との意見交換や、学識経験者、保護者等で構成します「横浜市特別支援教育懇談会」を開催いたしまして、指針の方向性について御意見をいただいております。これらを踏まえまして、この横浜市特別支援教育推進指針（素案）を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

「1 指針検討の背景」ですけれども、こちらは令和5年3月に報告したところとあまり変わっておりませんが、三つ目の丸にございますように、令和3年以降、国において特別支援教育に関する法令が整備されて、特別支援教育の在り方等に関する各種の検討会議が開催されるなど、特別支援教育の大きな転換期を迎えており、より一層の推進・充実が求められております。令和5年3月には、ハード面に特化いたしました「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」も策定しておりますが、その中でもソフト面の課題というものが浮き彫りになっております。そこで、特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、「横浜市特別支援教育推進指針」の策定をしたいと考えております。

「2 指針の位置づけ」につきましては、他計画との関係の位置づけをまとめたものになりますので、御覧頂ければと思います。

ページをおめくりください。「3 特別支援教育の現状を踏まえた基本認識」ということで、「（1）第4期教育振興基本計画で掲げる現状と課題」をまとめております。一人ひとりの教育的ニーズに的確に答え、その変化にも柔軟に対応するため、引き続き多様な学びの場の提供やその充実に向けて、取り組んでいくことが必要ということで、ア、イ、ウ、エでそれぞれの学びの場の現状と課題をまとめさせていただきます。

「（2）指針の検討における現状を踏まえた基本認識」でございます。本市では、個別支援学級を小・中学校全校に設置しているということ。また、特別支援教室を全校に設置して、それなりの成果を上げているということ。また、三つ目のところでございますが、各障害種の市立特別支援学校の運営をしており、その専門性を積み上げていること。この三つの本市の強みなどを生かしていくとともに、特に一般学級において特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して学び続けられるよう、後述していきますインクルーシブ教育を推進していく観点が重要と考えております。次のページをおめくりください。一番上でございますけれども、本市の強みを生かしながら、一般学級における特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して学び続けられる体制構築を進めることで、本市のインクルーシブ教育の新たな展開を図っていきたくと考えております。

「4 指針の概要～インクルーシブ教育関連～」でございますが、「（1）インクルーシブ教育に関する国の考え方」をまとめております。令和4年9月に国連から「日本のインクルーシブ教育に対する勧告」が出されております。国の考え方ですが、検討会議なども行われておりまして、その報告書の中の内容を受けまして、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図ることが求められているという認識を国が示しております。

「（2）横浜市におけるインクルーシブ教育の考え方等」につきましては、国の示すインクルーシブ教育システムの構築を本市において進めてまいりましたが、特別支援学校のPTAの皆様、また、懇談会におきましても、「全ての児童

生徒が地域の学校に通い、同じ場で学ぶ環境の実現に向けた横浜市の考え方を示すことが必要」というような強い御要望もいただいております。ここで、全ての子どもたちが可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指すという理念に立ちまして、横浜らしいインクルーシブ教育の考え方について整理したいと思っております。

また1ページおめくりください。イのところに「横浜らしいインクルーシブ教育の考え方等」とあります。まず、「(ア) 一般学級における新たな学びの推進」です。一つ目のところにございますが、一般学級において、子どもたちが自分の学び方や学習進度を自分で選択するなど、主体的に学習に取り組む、新たな学び方の実現に向けた研究に取り組みたいと考えております。また、全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感できる適切な指導・支援、学びのユニバーサルデザインの推進を通じまして、特別な配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられるインクルーシブ教育の実現にむけ、教育内容や校内支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

その進め方が「(イ) 進め方等」にございますが、本市の強みを生かして、できる限り一般学級において安心して学び続けられる新たな学びの検討・研究・モデル的实践に取り組むたいと考えております。そのモデル的实践と併せまして、引き続きそれぞれ学びの場の更なる充実にも取り組みまして、全ての学びの場での横浜らしいインクルーシブ教育の実現を目指していきたいと考えております。下の図は、それをイメージとしてまとめたものなので、参考に御覧ください。

また1ページおめくりください。「5 指針の概要～それぞれの学びの場における今後の主な方向性～」ということで、今申し上げました新たな学びの検討・研究・モデル的实践を行うことにあわせまして、現在の児童生徒がそれぞれにふさわしい学びの場を選択できる環境整備など、特別支援教育の充実を引き続き進めたいと考えております。それぞれの学びの場における今後の主な方向性をこちらでまとめております。こちらは参考まで御覧頂ければと思います。

次のページをおめくりください。「6 指針の概要～開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化について」とございます。一つ目の丸にありますように、地域療育センター等の関係機関との連携強化。二つ目にございます交流及び共同学習の推進に向けて、より利用しやすい仕組みに変えていくということ。また、三つ目にございますが、言語聴覚療法などの福祉的、専門的な支援が他機関から受けられるような多職種連携を強化していくことなどを考えております。

今後の予定ですけれども、令和5年10月以降に横浜市特別支援教育懇談会をまた開催したいと考えております。また、関係団体やPTA等との意見交換の実施、市民意見募集を行うとともに、交流及び共同学習等に関する児童生徒向けのアンケートも検討して実施したいと考えております。令和6年3月には、市会及び教育委員会への市民意見募集の結果及び指針原案の報告をいたしまして、最終的に指針策定としたいと考えております。説明は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

御説明ありがとうございました。今回の素案を拝見させていただいて、校内ハートフル事業、横浜どこでもスタディから個別支援学級の小・中学校全校配置、児童支援専任教諭の配置ですとか、非常にハード面において的確な対応というか準備をされてきたのはよく分かります。

一方、ソフト面なのですが、今度は先生方、教える側の技量と言いますか、技術ですかね。特に特別支援教育関係においては、専門性というものを非常に多く

求められると思います。その専門性というのは何かというと、一つはアセスメント力です。生徒がどのような強み・弱みを持っているとか、得手・不得手があるとか、どこを伸ばしていかなければいけないかなど、それをアセスメントする力というのが非常に重要だと思います。そのアセスメントというのは数値で測れるものではなく、本人たちの行動観察を先生方が見て判断するというところに頼ることが多いかと思います。ただ、これというのは規格があるわけではないので、本人、先生方、おのおの主観になりやすく、もしかしたら指導方針がみんなばらばらになるのではないかという恐れがあります。ですので、きちんとした生徒のアセスメント方法というものを確立していただきたいということが1点です。

あともう1点、一般学級の生徒であれば、自分の将来の進路に対して自分で情報を取って自己決定していくという力が備わっていると思いますが、個別支援学級の生徒というのは、やはりその辺の力は弱いかなというのが、残念ながら実感としてあります。そこで何が頼りになるかということ、やはり進路指導の先生方です。将来に対して一番不安に思っている本人、それから、保護者と周囲の方たちが不安に思っているのは、やはり学校を出た後の本人が生き生きと生きられるかどうかということに対する不安が一番大きいかと思います。それに対していろいろと助言や方向を示してくださるのは、進路担当の先生の専門性と言いますか、それが非常に重要だと思うのです。それは一般学級における進路担当よりももっと比重が高いものだろうと私は思っています。なので、進路担当の先生方の技量をもっと高めるといった方策をできればしていただきたいと思います。その辺について力を入れていくことが、将来のインクルーシブ教育にもつながるのではないかと考えております。ソフト面についての取組、先生方の能力アップという点についての取組はいかがなものでしょうか。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございました。特別支援教育課の古川でございます。四王天委員がおっしゃるように、子どもたちのアセスメントというのは非常に大切だと私たちも認識しております。ある特別支援学校の例を少し挙げさせていただきます。いわゆる高等特別支援学校でアセスメントをしている例ですが、今、早稲田大学の梅永教授が日本語版を書かれている『就労アセスメントツールBWA P 2』というものがあるのですが、そちらを使いまして、いわゆる作業能力的な仕事のハードスキルだけでなく、身だしなみであったり、時間の管理であったり、コミュニケーション能力というソフトスキルの部分も把握しまして、それを個別の教育支援計画、指導計画に落とし込んで、子どもたちの指導をしているという例がございます。

また、重度の障害のあるお子さんたちの肢体不自由の学校の例ですが、こちらは福岡大学の徳永豊先生が書かれている『障害の重い子どもの目標設定ガイド』というものを活用して、それぞれのお子さんたちの段階表を作成しております。その段階ですが、例えば国語の力ということで、聞くこと、話すこと、書くこと、読むことなどの類型に分け、それぞれの子どもたちがどの段階にいて、次はどこを目指していくのかということ、こちらでも個別の指導計画に落とし込んで指導しているという例がございます。やはりどの学校でもこういう取組がしっかりと行われて、子どもたちの実態に合った適切な指導支援がされていくようにしていかないと考えておりますので、そちらの充実もこの指針と併せて取り組んでいきたいと思っています。

もう1点、進路担当のほうですけれども、こちらでも四王天委員のおっしゃるとおり、進路指導の部分というのは非常に大事でございます。進路専任教諭が中心になって進路開拓や就労定着支援等を行っていくのですが、これは進路担当だけ

が行えば良いかというところではなくて、やはり担任の教員も全てそういう力を持っていないと。私も学校にいたときに2人から3人ぐらいの生徒を担当して、実際に企業に面接に行ったり、実習中の巡回指導であったり、反省会であったりというところを一人ひとりの教員がしっかりと行っていかなければいけないので、どの学校でも年度初めに進路の研修会をしっかりと行って、今、企業で求められている力であったり、これまでの実習での成功例であったり、少し課題になった部分であったりというところを共有しながら行っていくということを、どの学校でも今取り組んでいるところでございます。

それから、進路担当の指導と併せて、子どもたちの自己理解を促す取組もやはり必要かと思っています。そちらについても、例えばある特別支援学校にはキャリアデザインシートというものがございまして、校内実習と現場での実習とをつなぎ合わせてリンクさせ、課題等を整理して、次の目標立てをしていくというような取組も併せて行っておりますので、そちらの充実についてもこれから取り組んでいかなければいけないと考えております。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。今、古川首席指導主事から個別の学校のいろいろな取組を御紹介させていただきました。そういった取組を共有していくということ、また、一般学級等におきましては、どうしても担任一人の目という中で、先ほど四王天委員が御指摘になりましたアセスメントを行っていくことを、できる限り複数の目にしていくということが必要ではないかと考えております。それは教員同士の複数であったり、また、外部の福祉なり心理なりの専門家による多職種の目ということもトータルとしては合わせながら進めていくことが、アセスメント力のアップにつながっていくだろうと考えます。それはやはりそういった、現場でのOJTを積み上げていくことでしかアセスメント力というのは上がっていかないと思っておりますので、そういったようなことも含めて、横浜市特別支援教育推進指針にどこまで書けるかというとなかなかハードルが高いとも思いますけれども、そういった観点で進めてまいりたいと思っております。

四王天委員

ありがとうございます。最後に佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーがおっしゃったように、アセスメント力アップは経験——いろいろな生徒に会って、こういう行動をするんだ、こういう考えで動くんだということを自分で経験していくことが、やはり一番の先生方の学びになるのではないかと思います。進路担当は、学校内のことではなくて、逆に学校外のこと、企業研究や福祉の知識、労働の制度についての勉強とか、学校以外のことでは学ばなければいけないことがたくさんあるので、ぜひそういう時間も確保してあげていただきたいです。

あと、個別支援学級の先生方で特別支援教育の免許を持っているのは、多分まだ3割ぐらいと聞いておりますので、ぜひその比率を、後からでも取れますので、特別支援教育の専門性を学ぶために免許を取るような、尻を叩くではないですけどもそのように促していただいて、更に充実したものにしていだければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

御報告ありがとうございます。大きな方向性が示された場だと思っています。最初に一つ質問したいのですが、「特別支援教育懇談会における主な御意見につ

いて」という参考資料があります。その裏面の一番上に、すごく大事な問いがあると思ひまして、「何のためにインクルーシブで一緒に学ぶのかを考えていくことが必要」と書いてあります。そこを皆さんがどのように整理されて、今ここに書いていらっしゃるか。あちこちにちりばめられていることが読み取れるのですが、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

金井特別支援
教育課長

ありがとうございます。こちらは保護者の方から頂いた御意見になりますが、障害のある児童は何で特別支援学校に通っているのかというところを改めて考えて、この御発言をされたと聞いております。一般学級に在籍している支援が必要な児童生徒が特別支援学校で何を学ぶのかという、そこに通ったことによって生きる力を身につけていくことが必要ということで、その視点を持って全ての取組を行っていかないといけないと考え、どこにというよりは全般に散りばめて、この指針の中に入れ込んでいるというような状況でございます。

森委員

今、生きる力とありましたが、私が今、質問する前に想像していた、特に一番書かれていると思ったのが、総論の8ページに特別支援教育推進指針の概念図がありますが、一番上にどういう社会でありたいのかということが書かれていると思ひました。その一言一句を読みますと、だれもが持っている能力を發揮できるということと、共に生きていくんだという、そういう社会を作っていくんだということが、ここにしっかりと書かれていると思ひます。そこから逆算して、では、こんなにばらばらに生きて学んでという状況が良いのかどうか。それぞれが自分の自己決定ができたり、先ほど自己表現の話もありましたが、それができているのかというところを考えたら、そうではないと思ひます。ですから今、このように方向転換しようと思ひた次第です。この資料の中にも、可能な限り同じ地域で学ぶということが書いてありますけれども、改めて確認ですが、こういう方向を目指していくということが今ここに書かれていると認識していいですか。

金井特別支援
教育課長

そこは間違いありません。

森委員

ありがとうございます。その上で、先ほどの参考資料で、有識者の意見が1ページ目にありますけれども、一番下のほうに三つほどインクルーシブ教育についてということで書かれています。親の理想というところで、地域にある一般校で一人ひとりに合った授業を個別に受けたらというのが親の願いだという点に加えて、同時に、重度の障害を持っている場合は特別支援学校も選べるようでありたい、その選択肢があるということがすごく大事だとの3点があるのですが、ここについての発言をもう少し補足してお聞かせいただけますでしょうか。

金井特別支援
教育課長

特別支援学校それぞれの学校によっても、保護者の受け止めは様々でした。軽度の方から重度の方までいるということもありまして、行けるのであれば一般校に行きたいという方もいます。ただ、そこで確実にどのような形で学びの保障がされるのかが分からない。それもありまして、重度の子であるとちょっと難しいのではないかといい声もありましたし、それで特別支援学校を国連の勧告通りになくしてしまうと、すごく不安があるというお声を頂いておりました。その場でどちらに行くことができるのかを選択できるようにすることで、その子にとって最適な学びというのが選べるようにしてほしいというような御意見を強くいただ

いております。

森委員

以前、カナダの事例を聞いたことがありまして、昔はカナダも日本とほぼ同じような状況だったけれども、今はほとんど同じ学校で学んでいるという状況を聞きました。そのプロセスの中で、今、学びの保障とありましたけれども、一般校、一般学級の中で一人ひとりが学べる環境を保障していくというステップを踏んでいったということを知ることがあります。順番としてはそこをしっかりと行った上で、安心して通える状況を作っていく。その上で、それでもやはり特別な環境、ここで学びたいという選択肢も残しておく。そういった理解で合っていますか。

金井特別支援
教育課長

はい。そのとおりでございます。

森委員

ありがとうございます。そうなってくると、今回の指針の中で、総論の6ページの「イ 横浜らしいインクルーシブ教育の考え方等」というところで私が一番大事だと思ったのは、(ア)の1番目に「一般学級における新たな学びの推進」というのが書かれていることが、まさに今の表れかなと思いました。まずはここをしっかりと取り組むことによって一緒に通える。今、乱暴にインクルーシブと一緒にするのはなく、ちゃんとそこを一緒に組んでいくということがここに書かれていると思います。もう少しこの解像度を上げたいと思っているのですが、要は、例えば全員が同じクラスで座って、同じ内容の授業を聞いているという授業ではなくなっていく。そのような捉えをしていいですか。

金井特別支援
教育課長

今の1対35の同じような授業ではちょっと難しいと考えております。では、そういうような状態から脱するためにどのような体制を作っていくのが良いのかということも含めて、研究していきたいと考えております。それは教育委員会事務局だけでなく、大学等の御協力なども視野に入れながら考えていきます。

森委員

ありがとうございます。実際に横浜市もですけれども、横浜市以外でもそういった事例が多く出てきていると聞いています。そのときに自分たちが、四王天委員も先ほど自己決定の話をしましたし、前回の審議でも出ていましたが、やはり子どもたちが自己決定していく力を付けていくということがすごく大事だと思います。自分のペースはどんなペースなのだろうか。自分の学びたい内容をどのように深めていきたいのだろうか。そこへの適切な支援というのを、先生方、教員の皆さん、いろいろな方々とともに考えていくと思うのですが、その自己決定の支援について、大事なポイントはどんなことを今お考えでしょうか。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。自己決定、自己理解を促していくということは非常に大事なところだと思いますので、自分の今の思いとか願いを可視化していくことが非常に大事だと思っています。先ほど申し上げた例にもありますけれども、特別支援学校でも自分の取組についてしっかりと振り返りを行い、それを可視化して次の目標設定をしていくという、PDCAサイクルを自分自身で回していくような取組が各校で行われるシステムも作っていったら良いかと考えております。

森委員

ありがとうございます。ここまで言い切るということは、すごくたくさん議

論がなされたのだろうと想像します。ただ、本当に大きな宣言だと思っています。実際、取り組もうと思うと時間もかかるでしょうし、すごく大変でしょうし、御理解いただくことに難儀もあると思うのですが、一番上に書いてあった、こういう社会を目指したいという、そこから逆算して皆さんと議論する。そのために必要な予算だったり人を付けていくという方向性をぜひ取っていただきたいと思います。ありがとうございます。

木村委員

見させていただきました。物事を進めるときに、こういった指針はものすごく大事だと思っています。しかしながら、やはり語るは理想、やるべきは現実。でも、現実で問題が起きたときに、こういった理想、理念、理論がなければ駄目だと思いますが、ここが理想だけで終わらないようにするためには何か。実際、始まったときの運用要領とかいうところには多分、今皆さんが話しているようなことがきっちりあるかと思います。私は柔道をしていますけれども、柔道でも長期育成指針というのができました。メディアにはぼーんと、素晴らしいと取り上げられたのですが、全国的にじゃあどうするんだと、今は大変です。なおかつ、私の横浜国立大学でも多様性のあるものがどーんと出ました。

では、現場はどうか。つまり、ハード面・ソフト面で人がものすごく重要なのです。ハードが整ってソフトが、でも、人はどうできるか。さっき四王天委員の意見でありました能力アップについて、今、学校現場は、GIGAスクール構想、ESDだ、様々なことで教員の能力アップを求められているときに、本当に具体的にどうなるのかということも、しっかり今後考えていかなければいけないなという気がものすごくしています。何回も言いますが、ビジョンがあったらミッションがきてアクション、その前にパッションですよね。先生方にどれだけ情熱とか、ここを持たせられるか。そこを運用要領の中でしっかりと明記する必要があるかなど。

ワールドカップのラグビーが始まって、いろいろなスポーツの中でよく「One for all, All for one」とあるじゃないですか。一人はみんなのために、みんなは一人のために。根本的にあれは違うのです。三銃士から来ていて、一人はみんなのために、みんなはOne、勝利のために、つまり、目的のためにどう協力していくかというのがあの言葉の意味なのです。ですから、みんながこういったものにどう向かうかということはどう考えていけるか、ここが大事だと思っています。有機的なつながりを持ったチームは、ただみんなが同じベクトルを向くのではなく、それぞれが何をやりたいか、それぞれがどういうことを価値観にしているか。それが保障されて、いざ最後、より社会人としてとか、ここが大事だと思います。生命とか人権とかは、Must、Neverだと思います。その後は、Can、Possibleだと思います。そこにどのようにそれぞれが向かっていけるかが、私は重要ではないかと思っています。

インクルーシブ教育とずっと言われていろいろなところへ視察に行きましたが、ただいるだけで終わってしまうケースが多々あります。そうではなくて、本当のインクルーシブ教育とは何なのか。まずそこにいることで心理的安全性が確保できるような集団でなければいけないし、そのときに本当にどうするのか。ここはいろいろ考えていくべきだと思っています。

「スペシャルオリンピックス」って御存じですか。知的障害のある人たちのスポーツのことです。オリンピックという名前を使わせてもらっているのは三つぐらいしかないらしいです。一つ重要なのですが、ここでグループ分け、ディビジョニングと言いますけれども、健常者でも関係ないですよね。スポーツを行う能力別に分けてユニファイドスポーツ、つまり、みんな一緒にどうやって勝利のた

めに協力できるかということをどんどんうたっています。ですから、そういったこともぜひ見ながら進めていただければと思っています。

これもいろいろなところで言いましたけれども、私たち教育委員会事務局、学校に携わる者というのは、未来から教育を託されているんですよね。今ではないのです。今というのは未来に向けてのものだから、そこを考えてぜひ、指針としては本当に素晴らしいと思いますので、具体的な運用要領がどうできあがるかがものすごく重要だと思っています。先ほど中上委員が神話と言っていましたよね。結構いろいろな神話、常識という本当に不確かなものに縛られていますから、ここはやはり脱却しなければいけないかなと思います。この指針から具体的にどう動くか期待していますので、意見です。よろしくお願いします。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

中上委員

今回、素案を何回も読ませていただきました。ハード面では、前にありますけれども、特別支援学校の整備等に関する考え方で示されていますが、私もハード面については特別支援学校の課題が多いと実感しています。それはそれでその中に方針も出ているようですので、それは引き続き粘り強く取り組んでいただきたいと思うのですが、今日は指針のソフトの部分だけに限定して意見を言います。

今、それぞれの委員の方が、大塚委員はこれからまたすごい発言をされると思いますけれども、各委員からは、今日だけでなく日頃から特別支援教育については非常に熱心な、内部の勉強会なり連絡会なりでいろいろな熱意を聞いて、私は不勉強ですから参考になるのですが、今日の話の中でも、例えば四王天委員のお話の中で進路の話がありました。私も十数年前を思い出しますと、総務部長のときに予算のやりくりで、今の総務部長と一緒に苦労していました。そのときに、教育委員の日浦さんという障害者の福祉では非常に実績を残されている方ですけれども、日浦さんが教育委員のときに、総務部長の立場で二人で実際にソファのところで手を握られて、涙ながらに言われたのを鮮明に思い出します。卒業後のことが非常にまた大事なので、教育委員会にはそれなりにいろいろ頑張っしてほしいし、お願いはいっぱいあるけれども、やはりその後のことを考えてほしいということ涙ながらに言われたことを思い出します。二つ橋高等特別支援学校などに行っても、進路の先生たちの御苦労もお聞きしていますが、教科書を選ぶときも、社会に出たときにそれが、生きる力でどのようにこの教科書が役に立つのだろうかという視点で私は見ていたつもりです。

いずれにしても、教育委員会事務局の中に、教育の現場においても、ここに書いてあるように、現状認識なり課題、方向、やるべきことは非常に山積していますよね。ですから、今の木村委員のお話のとおり、私も総務部長で予算などいろいろな人員のことも含めて苦労しましたので、語るは理想、やるべきは現実。これも痛いほど分かります。とはいっても、やはり粘り強く取り組む。これは教育委員会事務局、横浜市だけではできません。当然、人員の問題が出てきますし、国の補助——本市の強みの中に書いてありますけれども、横浜市としてはそれなりに限られた経営資源の中で頑張っ、ここに横浜市の強みを挙げてあると思うのですが、更に次のガイドラインがここに示されたという意味は非常に大きいと思います。

そこで、具体的な私の意見なのですが、先ほど木村委員の話もありましたけれども、神話と言いますか、今までの方法を、もうちょっと私たちも意識を変えなければいけないなというのは感じました。それは、指針を見ると、現場の先生たちの声が、私も学校訪問でいろいろお聞きしていますので、すぐ想像できるわけ

です。やはり教員が足りない。35人学級の法律の中でも横浜市は頑張っ取り組んでいますけれども、まだまだ足りないというのが現場の率直な意見だろうと思います。

そこで考えていただきたいのは、私も昔、人事部におりましたので、そのときは生涯賃金が2億円と言っていました。今は3億近くなってきましたと聞いています。いずれにしても、正規職員がベストという気持ちは分かりますが、今、現実の中でもいろいろな形態がありますよね。特別支援教育支援員などの有償ボランティア、この辺をもっと拡大したいという話もありますけれども、地域にもいろいろな人材の方がいらっしゃいます。また、学校の教職員でも、正規職員のほかに非常勤講師や会計年度任用職員と、いろいろ形態があります。それぞれの働いておられる方の条件とか気持ちもまたそこにあるわけです。ですから、インクルーシブや共生社会ということを目指すのであれば、多様な雇用形態があっても良いではないでしょうか。全部が正規職員でないとクリアしないみたいなことをおっしゃる極端な方もいますが、それだと問題は解決しないと思うのです。

私の個人的な体験で恐縮ですが、私がある局の総務課長だったとき、平日は残業ばかりで土日しか自分の時間がなかったので、土日を使ってグループホームへ食事の応援に無償ボランティアで行っていました。そうすると、夜のシフトに入ってくれと言われるわけです。ところが、総務課長は残業で、いつも午前様で帰っていましたから、そこは気まぐれボランティアで申し訳ないと言っていました。いずれにしても、働く人の事情もあるし、求める側のニーズもそれぞれあって良いと思うのです。それが、全て正規職員の神話といいますか、現実にも、教員の人材不足というのがしょっちゅういろいろな場面で言われますけれども、教員の確保をするにも、人件費だけでなくいろいろな制約がありますが、その中で、いろいろな雇用形態があって、いろいろな人がいろいろな形で入っていくということもできます。これもやはり、私たちも頭を変えなければいけないのではないかと思います。

それと、学校訪問で感じるのですが、まさに校長がパッションを持って、インクルーシブに非常に理解のある学校があり立派だなと思いました。ただ、悩みを聞いてみると、要するに特別支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭の方たちが抱えて苦勞してしまっているわけです。そこは、ほかの先生たちとの共有がもうちょっと足りないという気がするのです。ここにも書いてありますが、やはりみんなで共有して、校長のリーダーシップ、パッションは必要ですけども、それを具体化するには、やはり先生たちの横のつながりと言いますか、行政もそうですけれども、担当を付けたらその人に全部集中してしまうのです。本来やらなければいけない人たちが、全部その人におんぶにだっこになってしまうのです。そうではなくて、チーム経営と今言っていますから、大勢の人たちで同じ悩みを少しずつ分け合うと良いと思います。現実の中で、もちろんこういう理想の雇用形態を訴えるのはよく分かりますが、今の現実の中で何ができるかということ、先生たちも担当の人たちだけが苦勞するのではなく、同じ気持ちをもっと横に広げて組織的に共有していくこと。ここをぜひ、意識改革を我々も取り組まなければいけないかなというのが感想です。長くなってすみません。以上です。

大塚委員

横浜市特別支援教育推進指針の素案策定、本当にありがとうございます。概要から総論、各論と、本当に丁寧に今までの経験値をフルに活用されて作られていますね。そして、様々な方々の御意見を伺ってというところで、ぜひこの御意見の中に、特別支援学校に通われた卒業生の方々の御意見、それから、在校してい

る子どもたち、例えば副学籍交流に行ったお子さんにしか分からないこともたくさんあるかと思えますので、そういう一つ一つの意見を吸い上げたということも、冒頭の数行にあると良かったなと思えます。ぜひそういう機会を設定していただきたいです。

複数お伝えしたいことがございます。私は現場の人間ですので、まずこれを読んだときに嬉しかったのは、通級指導教室が小学校・中学校に増設されるということで、なかなか今も言った予算と人が厳しい中で、優先順位で何が必要か。通級を利用したいという方々が本当に増えている中で、規模がもう超過してしまっていて、実際、保護者が送り迎えをする際に、待っている場所もないぐらいの現状であるということも考えていくと、これはすごく大事な選択をしていただいたなと思えます。そういう意味での嬉しさはあります。

ここからは現場のことを思いますと、概要のところですが、特別支援教育コーディネーターの役割が三つ四つ書かれています。特別支援教育コーディネーターの方がこれを読まれたときの思いというのは、「よしやるぞ」とエネルギーが湧いてくるのか。それとも、負担感なのか。学校によって特別支援教育コーディネーターが1名のところもあれば複数名のところもあり、特別支援教育コーディネーターはほぼほぼクラス担任をなさっています。個別支援学級の担任だったり、一般学級の担任だったり、特別支援教育コーディネーターだけを担っていらっしゃるという方はどこにもいません。そんな中で、個別支援学級や校内支援体制を充実させるとか、特別支援教室の運営や教育内容の充実、それから、将来的には特別支援教育コーディネーターが横浜型センター的機能を担う人材の専門性を向上させるなど、特別支援教育コーディネーターに対する期待というのはすごく大きいですし、それだけ必要なんだという必要感が痛いほど伝わってきます。しかし、現状はクラス担任や個別支援学級担任です。そうすると、特別支援教育コーディネーターのサブ的なお仕事をしてくださるような、最終的には人なのですが、非常勤の存在というのが将来的には必要になってくるかと思えます。児童支援専任教諭は非常勤から常勤に変わって充実した体制を取っていただいています。でも、現場は既に年度途中で児童支援専任教諭が一般学級の担任になっていたり、特別支援教育コーディネーターも自分のクラスのことですら手いっぱいという現状がございまして、ぜひその特別支援教育コーディネーターが今後フルにそのお力を発揮できるようなシステムというものを、スパンとしては長くかかると思いますが、見ていただきたいということが1点目です。

2点目は通級指導教室のことですけれども、先ほどから大規模化というのが話題になっています。現状としてお声はもう聞いていらっしゃると思いますが、子どもたちが入れるハード面の施設そのものが悲鳴を上げている通級の指導教室がございまして。そういったところにはちょっと予算をかけていただきたいと思えます。もう一つ、協働型巡回指導についてです。これも通級指導教室の教員が担っていらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。そうしますと、この協働型巡回指導の需要は、小学校は本当に多く、中学校は少ないと書いてありましたが、今後、通級が増えるときに、誰がどの時間で協働型巡回指導へ向かうのかということと、それから、協働型巡回指導を要望している学校の切実感に対して、通級指導教室の先生方がそれにお応えできるだけの専門性を必要とされるわけですけれども、その専門性の充実の研修の時間がなかなか持っていないというのが現場の状況です。そうしますと、この限られた通級指導教室の先生たちが実際に通ってくる子どもたちの授業を行い、巡回型の指導も行うというところでの、現場の苦しみというような苦悶感というのはあるのか、それともうまくいっているのか、そこを後でちょっと教えていただきたいと思えますが、私はお苦しいのでは

ないかと想像しています。ですから、そういったお声を聞いて、今後どういった巡回指導がスムーズに行えるのかというシステムの検討がやはり必要になってくると思います。

3点目は、特別支援教育支援員の話です。私も学校に在職していたときに、特別支援教育支援員の担い手をひたすら探しました。教育委員会事務局から活動期間の了承をいただいても、人がいないのです。校長は、調理員がお休みすれば、自校炊飯ですけれども、調理員も探します。それから、産休の方や、病気の方など、人探しは全て校長が行っています。そんな中で、特別支援教育支援員の1時間の時給は500円という認識でよろしいでしょうか。横浜市会でも安いのではないかという意見が出ていてすごく頷きました。特別支援教育支援員は、そのお子さんが必要とする度合いによって、例えば100時間ぐらいとか、200時間近いとか個々に違うと思いますが、各学校が、うちの学校は三人の子どもたちに特別支援教育支援員をつけてほしいと要望をお出しすると、全員という場合もあれば、予算の関係でお一人かお二人という場合もあります。やっと配置されたとして、例えば180時間配置されても、180日間の学校の中で1日1時間しか来ていただけないです。例えばフルに6時間使うと、来ていただける日数が減ってしまいます。そういったやりくりというのも非常に厳しい中で、特別支援教育支援員の充実とか、それから今後、今までは例えば遠足や学校探検、街探検など、外に出るときは行っていただけなかったのです。それについての見直しを検討しますと書いてあったので、私はすごく期待してしまっているのですが、時給500円の中で負っていただく責任ということを考えたときに、行っていただける仕事の内容の見直しというのは、教育委員会事務局としても非常に苦しいところだと察しますけれども、ぜひその検討に期待したいと思っています。

あと、最後ですが、先ほど就労のお話が出てまいりました。小学校の入学前、幼稚園・保育園の連携から、高等学校を卒業してその後の切れ目のない支援というところで、行政との様々な連携が必要になってきます。そんな中で一つお願いしたいと思うのは、就労までは良いのですが、お辞めになってしまう方々がいると、そういう方々は再就労が必要になります。その支援にどこまで教育委員会事務局が手を広げていくのかというところは課題ではありますけれども、切れ目のないと考えたときには、再就労につながる窓口の充実や御案内などになっていくと思うのですが、そういった情報が今もう既に発信されているのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。細かいことで申し訳ございません。よろしく願いいたします。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。協働型巡回指導については、取組を始めて大分経っていますけれども、担当の連絡会や管理職が集まる連絡会等で、その効果などがかなり上がってきているということはお声として出てきています。例えば子どもたちの適応促進であったり、校内支援体制の充実など、先生方の特別支援教育に対する専門性の向上はかなり図られてきているところがあります。一方、大塚委員に今おっしゃっていただいたように、やはり少し負担感というものが課題として挙げられておりますので、今後どういう形で協働型巡回指導を進めていくのかというところはしっかりと振り返りを行いながら、教育委員会事務局としてもこの在り方を少し整理して、今後検討していきたいと考えております。

それから、就労についてですが、いわゆる高等特別支援学校においては、卒業後3年間は学校のほうで定着支援を行います。年間1回から2回程度、就労支援員や元担任が現場を回って、卒業生の様子を面談等で困り感がないとか確認したり、就労先の方からお話を聞いたりということで、実際の困り感に寄り添うよ

うな支援をしていくようになっていきます。もしその3年間の間に離職ということになれば、学校がしっかりとサポートしていきながら、次の就労先を就労支援センター等と連携を図りながら行っていくこととなります。また、その3年間が終わった後も、各学校で相談支援はいつでも受けることを卒業生には案内しておりますので、何かあったらまず学校に来ていただいて、先ほど申し上げた就労支援センターや関係機関とつなぎながら、次の再就職に向けたサポートをしていくというのが今の現状です。

金井特別支援
教育課長

それと、特別支援教育コーディネーターの件については、本当に期待は大きいところがございます。ただ、こちらからのお願いだけでなく、どのように特別支援教育コーディネーターが様々な役割をうまく回せるかという体制等については、引き続き現場とも意見交換しながら、しっかりした対応をしていきたいと考えております。

また、特別支援教育支援員の件につきましても、今後の人材確保の観点から、待遇などにつきましても検討を進めていきたいと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。ぜひ通級指導教室の負担感について、また御検討いただきたいと思います。あと、今言っていた特別支援教育コーディネーターのほうも、現場は今、産休の方すら代替がなかなか入りづらいというところで、本当に皆さん精一杯取り組んでいらっしゃると思います。その中でまた期待値の大きい、けど必要だというところで、折り合いをどうつけるかという、その折り合いの部分の御苦労が多いと思いますが、現場第一ということでよろしくお取り組みいただきたいと思います。お願いいたします。

木村委員

先ほど中上委員から雇用のいろいろな変化とありましたけれども、昨年10月に文部科学省から大学教員の働き方の変更ということも言われています。クロスアポイントメント制度、つまり、一つの大学の専任だけではなくて、二つの大学の専任や、大学と企業、今もう推奨しています。ですから、大学の専門家が必要であれば、全国的に教育委員会事務局とのクロスアポイントメント制度はあまり聞いたことがないですが、単なる委員会の委員でアドバイザーではなくて、しっかり専任として入ってもらって一緒に取り組んでもらうとか、そういった雇用形態もありますので、ぜひ調べていただければと思います。実際、私の横浜国立大学でもクロスアポイントメント制度の教員がたくさんおります。あるプロジェクトで他大学や企業から来るというのがありますので、ぜひ検討していただければと思います。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会『文部科学大臣表彰』受賞について」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。令和5年度スーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会において、横浜市の横浜サイエンスフロンティア高等学校が「文部科学大臣表彰」を受賞いたしました。本来ですと、学校の関係者、校長等が御報告申し上げるところですが、本日は学校の行事のため、高校教育課の課長から御報告申し上げます。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村でございます。それでは、横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会、こちらにおきまして、「文部科学大臣表彰」を受賞いたしました。このことについて御説明いたします。

令和5年度スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の生徒研究発表会において、横浜サイエンスフロンティア高等学校が「文部科学大臣表彰」を受賞しました。SSH生徒研究発表会は、文部科学省と国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が、全国のSSH指定校等の生徒が日頃の研究成果を発表する機会を提供し、生徒の科学技術に対する興味・関心を一層喚起するとともに、SSHの成果を広く発信することを目的として平成16年度より開催しているものです。今年度は、令和5年8月9日水曜日、10日木曜日の2日間、神戸国際展示場において参集及びオンラインを組み合わせた複合形式で開催され、SSH指定校及び過去に指定経験のある学校221校の代表生徒が、ポスター発表を行いました。審査を経て、代表校6校が選出され、その代表校の生徒が全体発表を行い、その中で最も優秀な研究発表を行った学校に授与される文部科学大臣表彰を、横浜サイエンスフロンティア高等学校が受賞いたしました。当該校は、令和4年度も文部科学大臣表彰を受賞しており、2年連続の受賞となりました。

今回受賞いたしました横浜サイエンスフロンティア高等学校の研究発表のテーマですが、「水に吸着することで撥水するオオサンショウモの不思議な仕組み」、このようなテーマで発表が行われました。概要としましては、水面に浮かび生育するオオサンショウモの葉の撥水性に興味を持ち、研究を行ったものです。葉の表面には泡だて器のような形をした毛が生えており、ハスの葉などの既知のものとは異なる仕組みで撥水性と浮力の確保を実現していることを発見したというものです。なお、昨年度の受賞テーマは、「風を味方に昆虫を誘う！？～ネジバナはなぜ花で螺旋を描くのか～」という研究テーマでした。この研究につきましては、令和5年3月24日に横浜市庁舎のアトリウムで行われました課題探究発表会で、映像で発表が行われました。

なお、文部科学大臣表彰は昨年度に続けて2年連続の受賞となりますが、実は2度受賞した学校は初めてでございます。過去に2度受賞した学校はございません。このことを受け、文部科学省から視察の依頼がありまして、10月23日に同校を視察する予定でございます。また、文部科学省から、全国の教育課程研究協議会理数部会において、SSHの取組について発表の依頼があります。こちらにつきましては、同校のSSH担当の教員が発表の予定でございます。また、この発表は、令和5年9月に北海道大学で開催された日本植物学会でも発表が行われ、高校生の部で最優秀賞を受賞しております。この研究指導者の中川教諭は、同学会において特別賞を受賞しています。説明としては以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

御報告、どうもありがとうございました。非常に明るいニュースを聞いて、頑張っているということで非常に嬉しいニュースです。特に今お話のありました、2年連続で2回目は他にないというのは、すごいなと思います。本人の努力が一番でしょうけれども、それを支えられた教職員や、いろいろな関係者の努力もあったかと思います。また、この横浜サイエンスフロンティア高等学校のスーパーバイザー等、非常に優秀なアドバイザーの方も、いろいろ講演など日常の中で刺激を与えていただいているのだらうと思います。私も去年の横浜サイエンスフロンティア高等学校の研究発表を聞いてすごいなと思って、生徒が自分の目で疑問

を持って、自分でそれを探究して成果を出すという、探究型の理想みたいな話ですけれども、それを実践して、それが認められたということがまたすごいと思います。それで、今お話のあった日本植物学会の中でも非常に評価されているということで、いろいろなところから評価されているのがすごいと思います。

日本の中で何校かあるスーパーサイエンスハイスクールの中での中間評価と言いますか、外部評価の論文を私もちょっと見ました。ただ、課題もそこには書いてありますよね。素晴らしい点と課題も当然書いてありますから、引き続き横浜サイエンスフロンティア高等学校の強みをぜひ生かして行って、国の政策でも理系女子が、非常に能力があるけれども今までの育て方に反省があるので、理系女子の育成を考えるという中でも、この横浜サイエンスフロンティア高等学校は横浜市でちゃんと実績を出している、成果を出しているということにもなろうかと思えます。意見です。おめでとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の基本的な方向性について」、所管課から御報告いたします。

福島図書館ビジョン等担当部長

図書館ビジョン等担当部長の福島です。それでは、「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の基本的な方向性について」、御説明させていただきます。

高柳教育政策推進課担当課長

資料を御説明させていただきます。お手元の左側1ページから御覧ください。令和5年5月市会において、横浜市立図書館の現状と課題を踏まえ、目指すべき図書館の姿や取組の方向性をお示しする図書館ビジョン（仮称）を令和5年度中に策定していくことを御報告いたしました。その後、市民ワークショップでいただいた市民の皆様からのアイデア・御意見や、調査等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理いたしましたので、現在の状況を下線や赤字部分を中心に御報告いたします。

まず、「1 検討状況について」の「（1）市民ワークショップの開催」ですが、サービス面については、多様なイベントが開催されること、インプットだけではなく体験・実践もできること、交流して知識を共有できること、図書館がまちの魅力に出会える場となることなどの御意見がありました。施設面については、立地・アクセスの良さや、安全・安心・清潔であること、子どもが安心して過ごせる環境があること、多様な過ごし方が共存できること、インクルーシブな居場所となることなどの御意見がありました。

次に、「（2）先行事例調査」ですが、国内外の図書館の先行事例について、「市民の交流・活動」「子育て支援」「まちの魅力づくり」などの視点から調査いたしました。主な事例として、市民の活動・交流を支えるスペース、活動・交流を促すイベント等の企画、遊びや体験スペース、子育て相談サービスなど複合的なサービス提供、居場所づくり、地域の文化や専門家に出会える企画、まちの回遊性・集客効果に留意した立地などがございました。

続きまして、右側2ページ、「（3）有識者意見聴取」を御覧ください。図書館ビジョン策定にあたっての視点・要素などについて、有識者から意見聴取を行いました。基本的な図書館のあり方、機能、施設や効率化について、また、図書館とコミュニティ形成、居心地よく過ごせる居場所となるための工夫、子どもや子育て支援での図書館への期待など、多くの示唆をいただきました。主な御意見として、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する場、異なる機能との連

携による相乗効果が期待できることなどがありました。

次に、「2 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性」ですが、これまで図書館が担ってきた本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しております。

下の図「図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性」を御覧ください。図のうちの右側「図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性（新たな機能・拡充機能）」について御説明いたします。「新たな機能も含めたサービス拡充」では、拡充の三つの方向性をお示ししております。「未来を担う子どもたちに」では、子どもたちが安心して過ごせる居場所や、わくわくする場、多様な知・文化に出会える場となること、「あらゆる市民に」では、インクルーシブ、読書バリアフリーな場、多様な主体が活躍し、また、体験と実践もできる場となること、「まちとコミュニティ」では、情報と人、人とまちをつなぐ、魅力的な場や、「まち」の多様な価値と融合していくことなどを示しています。

これらのサービス拡充により、新たな機能・価値として、五つをお示ししております。真ん中の「知る・学ぶ・深める」という図書館の基本的な機能と、左側から「つどう・憩う」、そして「遊ぶ・体験する」、一つ飛ばしまして、「まちとつながる・交流する」「連携・協働する」といった機能と連動し更に発展させることで、図書館の新たな機能・価値の提供を目指してまいりたいと考えています。

また、「サービス全体を支える仕組みの強化」として、これまで担ってきた情報へのアクセス機能の充実に、新たな機能を支えるための仕組みをお示ししております。まず、「利用しやすい図書館サービス」として、デジタルを活用した情報の提供とサービスの充実や、デジタル活用に向けた大学・企業等との研究・開発、また、施設の修繕・改修、増築、再整備による機能拡充と、サービス拠点の充実などを検討してまいりたいと考えております。「柔軟な組織運営体制」につきましては、協働のパートナーの拡大と人材の育成や、効率的・効果的なサービス提供とツール充実などに取り組むことを検討してまいります。

資料の中段右側にお戻りください。「3 今後のスケジュール」でございます。令和5年12月に素案公表、令和6年2月に市民意見公募結果をまとめ、令和6年3月に原案策定・公表の予定でございます。

資料をおめぐりいただきまして、参考資料を御覧ください。こちらでは「参考1」として、先ほどの「1 検討状況について」の中で触れた市民ワークショップ、先行事例調査、有識者意見聴取の概要を掲載しております。左側の「参考1 市民ワークショップ～実施概要」でございます。市民ワークショップにつきましては4回実施し、計134人に御参加頂きました。真ん中の「(2) 実施日・場所・参加者内訳」でございますように、10代から70代まで幅広い年代の方に御参加頂くことができました。「(3) まとめ」につきましては、当日の発表から、共通する事項等をまとめました。枠内を御覧ください。蔵書の充実など本を借りることを前提とし、更なる機能の充実について多くの話し合いがされてきました。テーマ「行ってみたいくなる図書館」では、居場所としての図書館、学ぶことができる図書館、交流することができる図書館についてのアイデアや御意見を頂いております。次に、テーマ「子育てと図書館」では、安心して子どもを連れて行ける場所、親子で楽しめるサービス・イベント、子育て・子育てにいい資料・メデイ

アについて。そして、テーマ「まちの魅力づくりと図書館」では、まちの魅力づくりと図書館、地域資源と図書館、つながりづくりと図書館の視点で様々なアイデアや御意見を頂いております。

続きまして、右側の「参考2 先行事例調査」でございます。こちらは、令和4年度に続いて行いました国内外の図書館の先行事例を掲載しております。

「(1) 市民の活動・交流」では、市民活動を行える様々なスペースを用意する事例が出てきております。単なる貸館ではなく、図書館がイベント等を企画することで、活動・交流を促しています。「(2) 子ども・子育て支援」では、読書だけではなく、遊びや体験のスペース、子育てに関する相談サービスや一時預かりなど、子育て世代のニーズに合わせた複合的なサービスを提供している事例がございました。続きまして、「(3) まちの魅力づくり」を御覧ください。地域の文化や専門家に出会える企画を実施したり、まちの回遊性・集客効果に十分留意した立地、また、コンセプトを表現する建築デザインに留意した事例がございました。

続きまして、おめくりいただきまして、裏面の「参考3 有識者意見聴取」でございます。こちらでは、主な御意見を掲載しております。図書館情報学の学識経験者をはじめ、六つの分野の方にお伺いしております。主な御意見は右側の4ページでございます。図書館のあり方、機能、施設(ハード)、空間、効率化、交流・コミュニティ形成については学識経験者の皆様を中心に、居心地の良さ・居場所、子育て支援については実務経験者の皆様を中心に御意見をお伺いいたしました。こちら後ほど御覧いただければと思います。御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

方向性につきまして御報告ありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思っております。一つは、方向性のところにいろいろなことが書いてありますけれども、大事だと思っているのは、情報の環境の変化に合わせて、どのように知らないことと出会っていくか、その出会いを作っていくかということが、一つ大きなポイントなのではないかと思っています。もう一つは共創のポイントで、三つ目のポイントは子育てのポイントですが、まず一つ目についてどのようなことを思っているかというのを申し上げたいと思います。

まず、知らないこととの出会いをどう作っていくかということで、生成AIのことも書いてありますが、これだけ情報の環境が変わっている中で、リアルな図書館というのはどんな役割を果たしたら良いのかということは、真剣に考えなければいけないと思っています。私は個人的に、図書館は目的がなくてもいられる場所であったり、足が向く場所であるということが、まずすごく大事なことだと思っています。というのは、何を知りたいのかすら分からないということもあると思うのですが、そこにいるうちに思いがけず気になることに出会ったり、知りたいことに出会えるという、その接点を作れるのがリアルな場の醍醐味というか化学反応が生まれることだと思いますので、まずは足を運んでもらえるような工夫というのは本当に大事ですし、居心地よく過ごしてもらえるということが大事だと思っています。

そうした中で、リアルな空間で何をするか、テクノロジーを使って何をするかという二つの観点で考えたほうが良いと思います。まず、リアルな空間でということでは、この市民ワークショップの4回でも、皆さんからまさにその大事なポイントがたくさん出ていると思うのですが、出会うこと、体感すること、作る

ことという、この三つをリアルな空間でできることが大事ではないかと思いません。私も市民ワークショップを見学させていただきましたが、遊ぶ場のことですか、カフェですとか、学校ではできない、家庭ではできない学びの場、体験の場、ラボ的な場と、いろいろな話が出てきました。人と出会ったり情報と出会うための仕掛け、カフェの話もありましたが、そこに会えることが接点としてすごく大事だと思います。テクノロジーにおいては、更に知りたいことの先に出会えることというのは、テクノロジーが上手にその力を生かせる部分だと思いますので、既に横浜市としてもAI探索システムやウェブ蔵書ということを手がけて、間もなくそれが出来上がってくると思いますが、閉架書庫もすごくたくさんの蔵書を横浜市は誇っていると思います。その奥に眠らせているものに出会えるような部分を、ぜひテクノロジーの力を使って生かしてほしいと思います。

あと、二つ目の共創のポイントについてですが、横浜市は本当にほかの自治体より先に共創ということを打ち出してきたと思います。私も市民ワークショップに参加して思ったのですが、これだけの方がこんな熱い思いを持って図書館のことを考えたいと思っていることそのものが宝だと思いますので、その皆さんたちと作っていくことですか、これだけ活動が盛んな横浜市だからこそその共創を前面に押し出した図書館であるということをごほうびしてほしいと思います。

三つ目の最後のポイントになります子育てというところですが、リアルな空間で出会ったり作ったり体感したりということをしていると、結果的に仲間ができたり、支え合える、相談できる関係性もできていくと思いますので、子育てに優しいまちですとか、そういった環境を作っていくということであれば、図書館がそういう機能を果たしていれば結果的に子育てに寄与すると思います。あとは、父親、母親、保護者という、いろいろな役割を背負って子育てをしている方が多いと思いますが、そうではない自分の関心を深めたり出会えたり再確認することでもできることも子育て支援だと思いますし、何より子どもが楽しそうにわくわくしてそこで過ごしている姿を見るというのが保護者としては嬉しいので、そんないろいろな人といろいろな体験ができるということをごほうび作っていただきたいと思います。図書館ビジョンは新しい情報社会に向けてのチャレンジを書くものだと思いますので、そのチャレンジをごほうび描いていただきたいと思いました。以上です。

鯉淵教育長

ほかにかがでしょうか。

木村委員

一つだけお聞きしたいのですが、有識者意見の中で、「異なる機能との連携による相乗効果が期待できる」とあり、なるほどと思ったのですが、具体的にはどういったことがあるのでしょうか。いく通りもあると思うのですが、ちょっと教えていただければと思います。

高柳教育政策
課担当課長

御質問ありがとうございます。例えば、横浜市には図書館以外にもいろいろな公共施設がございますので、そことの融合だったり連携だったりということで、新たなものができあがるのではないかとみたくところがお話としてはございました。

木村委員

横浜市のそういったものとのつながりということで、もっと広がりとかはないのですか。

高柳教育政策
課担当課長

NPO法人だったり、市民活動をされている方だったり、そういうところも含めて、今仰っていただいた市民活動の方とつながったりというのももちろんございました。

木村委員

分かりました。どーんとかこういう文章が来ると抽象的でよく分かりづらいので、本当は具体的に分かることもっとイメージできるかと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

図書館像について前回も少しお話ししましたが、今まで子育ての人は図書館に行きづらかったという中で、行きづらい人たちが気軽に行ける、また、そういうことをコンセプトにした「大和市文化創造拠点シリウス」などの先進事例も勉強させてもらいました。確かにそういう子ども・子育て、これからの日本の課題の少子化に対する貢献度というのも非常に大事だと思います。それとともに、前回言いましたように、現場を助けていただいているのは、地域にいる70歳、80歳の高齢者で、いろいろな施設や、福祉の活動などでのボランティアを非常に頑張ってくれているわけですね。その人たちの交流の場が必要ですし、知識やノウハウも必要ということで、ここにまちづくりとコミュニティのためにというのがありますが、地域で活躍する人たちも、そこで交流できて学べるというような、そういう視点も視野に入っていると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

それと、他都市でこの前「ゆいの森あらかわ」に行ってきました。大和市文化創造拠点シリウスもゆいの森あらかわも再開発に絡めた結果、非常にまちの雰囲気も変わったという相乗効果も出ているようですけれども、ゆいの森あらかわは直営に近いイメージですね。あれは複合施設ではなくて融合施設ですからね。それで、私は、「直営化の強みとは何ですか。」という質問をしました。その中には、司書の皆さんの力も非常に大事ということとか、直営と言いますか行政が持っているいろいろな行政の施策と連携できること、例えばビジネスとの絡みで、経済施策で講演会を行ったり関連図書を扱ったりなどもあったり、ビジネスや文化、歴史など、いろいろな地域によって各区特色もありますし、ニーズもあるわけですね。行政はいろいろな窓口を持っていますから、そういうノウハウを現実的に図書館でも活用できるわけで、それは強みの一つだなと思いました。ですから、再開発とうまく結びつけた例としては非常に勉強になりました。今まで私が固定観念を持った図書館と違った、新しい今の時代に合わせたものなんだと感じました。

この図書館ビジョンをお聞きしますと、20年ぐらいを見据えたビジョンだと思います。何年を見据えるかによって全然描き方は違うと思いますけれども、よく公園を造るときに、造園職の人たちは100年を見据えた、100年耐える公園を造るみたいなコンセプトを考えます。ですが、図書館というのは、そんな先まで見据えると世の中が変わっています。現実には自治体DXの推進によるデジタル改革で新たに大臣ポストもでき、横浜市もデジタルの施策に非常に力を入れているとおり、デジタル社会の様子が一変するわけですね。ですから、図書館が身近にあるのがベストかもしれませんが、自宅にいても図書館が機能してニーズに応じてくれるとか、ニーズも時代によって大きく変わると思います。20年が視野ですからその範囲でしょうけれども。

いずれにしても、これは図書館ビジョンですから、あまり具体的な施設計画は入らないとお聞きしていますが、私もこの前、既存の中で、中央図書館と何回も勉強させていただきましてけれども、例えば港北図書館は、港北区民が36万人で

すからね。建物は旧港北区役所の転用で使っていますから、ちょっと施設としては厳しいなと思って見えています。港北図書館を改修するのは非常に大変だと思いますが、どこか違う適当なところに今のニーズに合ったものを、これは図書館ビジョンに今盛り込むことではないとは思いますが、どこかその辺りは教育委員会事務局としても考えて、図書館ビジョン等担当の福島部長に言うのはちょっと筋違いかもしれませんが、現実にはそういう目の前にハードの改修が必要なところもありますので、ぜひそういうところも視野に置きながら、ここには盛り込まれないと聞いていますけれども、いずれにしてもいろいろなニーズが、現実的なニーズもありますし、先を見据えた図書館というのを作らなければいけないと思いますので、時間は限られているようではございますけれども、なるべくいろいろな人の意見を聞いていただきたいと思います。以上です。

鯉渕教育長

御意見ということで。

中上委員

意見です。

鯉渕教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは次に、「中学校における全員給食の実施に向けた事業者の公募について」、所管課から御報告いたします。

田中中学校給食推進担当部長

それでは御説明させていただきます。私は、中学校給食推進担当部長の田中と申します。中学校における全員給食の実施に向けた事業者の公募についてでございますが、令和5年第2回市会定例会において、令和8年度以降の供給体制を確保するため、サウンディング調査3回目を実施し、公募に当たっての最終的な方針を決定していくこととお示しさせていただきました。この度、令和5年8月31日からサウンディング調査の結果を踏まえ、方針を確定し、公募型のプロポーザル方式による事業者公募を開始いたしましたので、その御報告をさせていただきます。詳細の説明については、健康教育・食育課中学校給食推進担当課長の赤井から御説明させていただきます。

赤井中学校給食推進担当課長

健康教育・食育課中学校給食推進担当課長の赤井と申します。どうぞよろしくお願いたします。資料に沿って御説明させていただきます。

まず、「公募スキーム」でございますけれども、「A区分：市有地を活用した調理・配送委託」及び「B区分：民間工場を活用した調理・配送委託」の2区分で事業者を募ってまいります。「令和8年度以降の食数の割当て」でございますが、A区分では7区分の約28,000食、B区分では11区分の約53,000食をそれぞれ割当て、事業者公募を実施いたしました。なお、令和4年度義務教育人口推計等に基づき、令和8年度の必要食数を約81,000食と改めることとして、生徒・教職員分として約78,000食、予備食として約3,000食を想定しております。また、食数の割当ては5年ごとに見直すことを想定しております。

「(1)『A区分：市有地を活用した調理・配送委託』」でございます。「ア事業手法」でございますが、民間ノウハウの活用を図りながら効率的に事業を推進できる、民設民営方式といたします。下の図は、A区分の公募スキームをイメージ化したものとなっております。点線囲みの※のところでございますが、民間事業者に一定期間市有地を貸し付け、民間事業者が給食工場を整備したうえで、給食の調理・配送等業務のサービス提供を受けるものでございます。給食事業に使用する部分の整備に係る諸経費は、給食事業の委託費の中に含まれます。事業

用定期借地契約を締結しますが、更地返還を前提とせず、契約期間終了後、本市への建物の所有権移転に向けて、事業期間終了3年前に協議を行うことといたします。

「イ 契約期間」でございますが、「①民間事業者の参入意欲を引き出す」「②中学校給食事業の安定性、質の維持・向上」という観点や「③他都市の事例」を踏まえ、建設等にかかる期間2年間と、運営期間15年間を合計した17年間といたします。

「ウ 事業手法の選定理由」でございますが、事業手法の検討にあたっては、様々な方式の比較検証を行いました。民間ノウハウを最大限活用でき、「①市費負担が安価であること」「②スケジュールの短縮」「③附帯事業の実施による地域貢献の展開や財政負担の軽減」という観点から、本市にとって最適な手法として民設民営方式を採用いたしました。資料右上の表は、これらの方式を比較したものとなっております。

「エ 新設工場の位置付け」でございますが、新たに建設する工場は、15年間にわたり、継続的に給食を製造するとともに、「中期計画2022-2025」の附帯意見を踏まえ、アレルギー対応や温かさの工夫など、新たな取組を検討・実施する拠点施設とするため、「横浜市の中学校給食事業推進拠点」として位置づけます。「具体的な機能・設備」としましては、アレルギー対応拠点として、アレルギー代替食の提供に向けた拠点施設とするため、専用レーン等の設置を求めていくほか、温かさの工夫に向けた検証拠点として、より温かい給食の提供に向けた実験・検証を行うため、また、献立改善検証拠点として、試作献立の作成等を行うため、サンプル作成厨房等の設置を求めてまいります。さらに、衛生管理の推進拠点として、事業者向け研修会の実施等を行うため、研修会場の提供等を求めてまいります。なお、その他、工場見学やPR用献立撮影スタジオなど、食育の推進やプロモーション機能等に関する事業者からの追加提案も受け付けることとしております。

「オ 長期間契約の対応及び契約期間終了後の考え方」でございますが、運営期間中の様々な事態に備えると共に、契約期間終了後の取扱いについては、以下の表にお示ししている配慮事項等を「調理・配送等委託契約」及び「事業用定期借地契約」の双方で担保してまいります。質の担保については、施設・衛生管理・財務状況に関して、定期的にモニタリングを実施し、履行状況が不良で、是正勧告等の措置を行ったうえでも改善が見込まれない場合には、委託料の減額・契約解除等の措置を講じることといたします。倒産リスクについては、財務状況を年に1回のモニタリングにより把握するとともに、万一、事業者の事業継続が困難となった場合には、契約を解除し、本市に建物を譲渡するよう請求できることといたします。その譲渡の実行を担保するため、所有権移転の仮登記手続を行うよう契約条件を整理してまいります。法令変更等については、震災及び災害、法令・規則の制定・改廃等の不可抗力事由や、本市の要請によるサービス内容の変更等があった場合には、双方で協議できるものといたします。万一、不調となった場合には契約を解除し、本市に建物を譲渡するよう請求できることといたします。なお、原則として本市に責がある場合には、本市が経費等を負担することといたします。契約期間終了後については、契約期間終了後、本市への建物の所有権移転ができるよう事業期間終了3年前に協議を行うことといたします。

「カ 事業予定地」でございますが、横浜市金沢産業振興センターの北側約16,000㎡を事業予定地として、17年間の事業用定期借地権設定契約により事業者へ貸し付けてまいります。

次のページを御覧ください。「(2) 『B区分：民間工場を活用した調理・配

送委託』でございますが、こちらの運営期間は5年間としております。民間工場を活用した調理・配送委託にあたっては、既存工場の活用のほか、配送時間の短縮による衛生管理の強化・給食の質の向上、地域活性化の観点から、民間事業者による自主的な市内工場の新設等を喚起してまいります。また、そのためのインセンティブとなるよう、市内工場において給食を製造する場合には、公募の際の評価点を加算してまいります。なお、市内工場を新設する場合、A区分の補完として、アレルギー代替食の提供についても求めてまいります。「市内工場を誘導する理由・考え方」ですが、現行の契約による既存事業者は、全て市外の工場に配送に時間がかかるという現状がございます。令和8年度からの全員給食という大きな政策転換を契機に、民間事業者による自主的な市内工場の新設等を喚起していくことで、将来にわたり安定した供給体制を構築することを目指してまいります。「市内工場を誘導するメリット」ですが、衛生管理の強化、配送時間の短縮、新たな取組の推進、地域活性化などの効果が期待できると考えております。

次に、「概算事業費」でございます。A区分では、15年間の総額が約450億円、その内訳として、施設維持管理等業務で約168億円、調理・洗浄等業務で約209億円、配送・配膳業務で約72億円を見込んでおります。B区分では、5年間の総額が約190億円、その内訳として、調理・洗浄等業務で約148億円、配送・配膳業務で約40億円を見込んでおります。なお、A区分の施設維持管理等業務に関しては、事業者が附帯事業を実施できることに鑑み、施設・設備等の設置にかかる経費の100分の10を差し引いた額を概算事業費として設定しております。また、これは事業者からの提案にあたっての概算事業費であり、実際の契約金額とは異なるものでございます。

その下、「【参考】実施方式別の施設整備費等の長期推計（事務局試算）」を御覧ください。これは昨年、御報告させていただきました30年間の長期推計を、改めて事務局にて試算し直したものでございます。表の右側、長期推計の合計ですが、センター方式では約2,477億円＋土地取得費として約65億円、デリバリー方式では約2,296億円、ミックス方式では約2,564億円＋土地取得費として約42億円となっております。なお、センター方式とミックス方式については実現のめどが立っていないため、実現可能性は考慮しておりません。

資料右側の「【参考】令和6・7年度の喫食率増加に備えた対応について」を御覧ください。今回のサウンディング調査の結果、令和6年度から調理・配送全ての業務を担えるという事業者はおりませんでした。この結果を踏まえ、令和5年8月に予定していた令和6年度の追加事業者の公募の実施は見送ることとしましたが、令和6年度の供給食数を確保できるよう、既存事業者と更なる増産の可能性について、協議してまいります。また、令和7年度の供給体制の確保に向けては、令和8年度以降の事業者が決定後、必要に応じて対応を検討してまいります。

次に、「2 新しい中学校給食の取組について」でございます。令和8年度からの全員給食実施に向けた新しい中学校給食の取組について、給食推進校での検証などを通じ、次の通り方向性や具体的取組を示し、より温かく・より満足される給食の提供を目指してまいります。

下の表「新しい中学校給食の取組」を御覧ください。温かさの工夫といたしましては、より温かく充実した汁物の提供を目指し、保温性食缶を用いて、より温かい状態で提供してまいります。これにより、具沢山で具材のうま味を生かすことができ、おかわりも可能となります。また、より温かいごはんの提供を目指し、市内工場の誘致や配送ルート工夫による配送時間の短縮や、全ての学校でのクラス前配膳の実現に向けた体制整備により、保温性を更に高めてまいりま

す。あわせて、保温材の改良・提供方法の検証など、引き続き検討を進めてまいります。献立改善といたしましては、汁物の内容充実を目指し、改善要望の多い副菜を減らし、汁物の具材を充実させることにより、より食べやすい献立を目指してまいります。また、より満足してもらうための献立改善等を目指し、客観的指標に基づき改善点を把握し、献立試作等による調理方法や味付けの改善、新メニューの開発等を進めてまいります。一人ひとりへの配慮ですが、専用施設によるアレルギー代替食の提供としまして、主要8品目に対応したアレルギー代替食を希望する全生徒に提供できる体制を確保してまいります。また、おかわり用給食の提供のため、欠席者分や1クラス1食程度の予備食をおかわり用に活用してまいります。また、不足分は御家庭からの副食持参も可能としてまいります。価格の安定、地産地消の推進ですが、市による食材の一括調達を目指し、本市が定めた食材調達基準に基づき、公益財団法人よこはま学校食育財団による一括調達に向けた体制の構築に向けて調整してまいります。

最後に「3 今後のスケジュール」についてでございます。今後は、提案事業者の第一次審査及び第二次審査を経て、12月下旬に優先交渉権者を決定し、契約締結に向けた交渉を進めてまいります。その後、令和6年第1回市会定例会で債務負担行為の設定に関する予算審議を経て、令和6年4月に契約や基本協定の締結を目指してまいります。御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

中上委員

いろいろ課題があつて、決められたところまでに取り組むというのは非常に御苦労があり、大変だと思っています。ちょっとお聞きしたいのですが、今ちょうど世の中は株式会社ホーユーの倒産問題で、倒産リスクのことが話題になっています。あれを見ると、ちょっと我々とは事情が違う感じがしますよね。株式会社ホーユーは高等学校で、しかも調理から食材の調達から、逆に給食費の徴収まで全部委託されています。しかも、他都市ですけれども、某県は食材の値上げも人件費なんかも全然見ていないという中ですから、ちょっと違うかなと思います。横浜市は、御存じのように皆さんがいつも補正予算で食材の値上がり等、光熱費だとかいろいろ対応されていますし、人件費はもうちょっと見たほうが良いというところもありますけれども、その辺りも視野にあると思います。

いずれにしても、今回の中で公益財団法人よこはま学校食育財団が絡むということは非常に大事で、何で今まで絡んでいなかったのかなと思ったぐらいです。私も以前、そのの評議員をしていましたので、何で中学校給食に絡んでいないのかと質問したこともあったのですが、今回、公益財団法人よこはま学校食育財団を絡めるということで安定供給ができると思います。安定供給というのは、価格と量の確保ですよ。やはり今、地球の気候変動で野菜なども端的に品不足になりますから、安定した供給を行うためにも、公益財団法人よこはま学校食育財団が入るということは非常に歓迎すべきことだろうと思います。

それで、具体的にちょっと質問や意見があるのですが、新しい給食について、副食持参も可能と書いてありますよね。私は毎回、教育委員会会議のときに、このデリバリー型の弁当を頂いているのですが、いつも私は画像を撮って、まず配偶者の妻に見せるのです。野菜も非常に多いし、子どもはもうちょっと肉が欲しいだろうなというのはありますが、すばらしいバランスだと思います。私の配偶者は、私も注文できるならお願いしたいぐらいのことを言っています。それともう一つは、私の姪のところは、子どもが野球部で両親が非常に熱心に取り組んで

いるのですが、姪に画像を送ったら、この量だと運動部は足りないと言っていました。やはり運動部で活動を行っている人たちはすごいボリュームを食べますよね。これは給食だから全員を想定しているのは当然なのですが、各家庭の事情、一人ひとりのニーズが違うところもあるわけですよね。運動部の人たちとかその辺りを認めて副食も弾力的に取り組まないと、ますます人気なくなってしまう気がするので、そこはどういう意味なのか後で聞かせていただきたいです。ここにあるように、おかわり自由といっても限界があるわけですよね。業者に全部リスクを負わせるわけにはいかないですしね。そうすると、やはり副食について、全部に共通することはそれで良いのですが、一人ひとり、運動部の活動を行っている人や、成長で伸び盛りの人など、それには副食を認めて取り組むというのが私は大事なことだと思いました。

それと、冷凍食品について、私はさっきも言いましたように、料理が趣味で、時間がいっぱいありますから、なるべく全部手作りをしています。自分の晩酌のおつまみも含めて、夕食も昼食もできる限り作っているのですが、やはり最近、スーパーに行っても値上がりの幅がひどいなと感じるのです。大体2万品目というのが、もう5万品目ぐらい上がるという国の情報も統計もありますが、ちょっと上げ方が異常なので、このリスクをきちんと、補正予算等で対応してもらっていますけれども、食材に対して現場が困らないように、対応を引き続きお願いします。それで、言いたかったのは、私はなるべく手作りで冷凍食品を使わないようにしているのですが、最近、業務スーパーなどが近くにあるのでよく行きますが、冷凍食品のレパートリーがすごく多いです。コンビニエンスストアの弁当もすごく美味しいですよね。ですから、冷凍は全部悪みたいな議論もありますけれども、私はそれはちょっと違うのではないかと思います。この前の東京オリンピックでも冷凍ギョーザに人気があったというのがありましたけれども、働いている保護者たちは調理にかける時間がそんなにないですから、冷凍食品の技術もニーズもどんどん上がっているわけですよね。ですから、我々も冷凍食品を全部目の敵にするのではなくて、今は冷凍技術の進歩がすごいですから、皆さん十分御承知で釈迦に説法になりますけれども、そこはもうちょっと柔軟に考えても良いのではないかと思います。意見です。

鯉淵教育長

質問については良いですか。

中上委員

一つさっき言い忘れたのは、前回も言いましたけれども、食育についてもきちんと、小学校ではいろいろな教科で行ってもらっているのですが、中学校の食育は小学校に比べてちょっと弱いなと思っていますので、食育の中で物事に対する感謝と言いますか、今、国連WFPの食料危機の問題というのはどのくらいか、中学校では皆さん勉強していると思いますけれども、世の中で食べられない人が8億何千万人いるとか、9人に1人が食べられないという中でもあるので、食物に対する感謝や、食品ロスをどうしようとかということをきちんと食育で教えてほしいのです。では、副食についてだけ答えがあったらお願いします。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。副食の持参を可能とする運用としていきたいと考えております。基本的には全員給食ということで、栄養バランスの整った給食を全ての生徒に食べていただくという観点から、カルシウムですとか、必要な栄養素を考えて献立を作りますので、それを召し上がっていただきたいと思っておりますが、成長期の生徒ですから、体格差ですとか、運動量や活動量の違いによって、食べる量に違いがあるということは当然、これから選択制から全員給食へ

と移行する中で、生徒一人ひとりへの配慮という観点では必要だと考えております。しっかり食べ切っていただいて、それでも足りないということは実際にあり得ることだと思っております。そういった場合、運用上、副食を御家庭から持参していただくことをしていきたいと思っておりますし、なるべく弾力的な運用ができるように、これから学校とも調整しながら、その幅のことを考えていきたいと思っております。

中上委員

ぜひ引き続き、個人のニーズが違いますし、弾力的な運営をお願いします。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

森委員

今回は事業者の公募についてということがテーマだと思うのですが、1枚目の左側に「ウ 事業手法の選定理由」というところが整理されていて、右上では比較検証項目に○×がついています。その二つに触れながらお聞きしたいのですが、民設民営方法は全部◎か○がついていると思います。今はもちろんそこに×がないということだと思うのですが、何かしら懸念点というか、民設民営方式であることにおける懸念する点というのはあるのでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。いろいろな手法を比較検証させていただいたのですが、本市にとってベストは民設民営方式と考えております。リスクがあるとするならば、事業者に民間で所有していただくということになりますので、しっかりその民間の事業者に15年間運営していただけるかどうかというところがポイントになってくるかと思っております。その観点から、しっかりモニタリングしていくというところで、その懸念点を改善できるような運用をしていきたいと考えております。

森委員

15年間運営できるようにというところで、これから少子化がすごく進んでいく中で、提供する食数の変動というのが、長期の15年間で見えていくと、いまいち見えない部分もあると思います。そういった人数の変動があった場合、事業者がいろいろと工夫できる余地というのは残しているのでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。15年間の長期間の契約になりますので、事業者にとっても15年間でどのくらいの食数を受託できるかというところは、非常に大きなポイントだと思っております。今回の公募でも、5年ごとに食数を見直してまいりますということ为先ほどの資料でも御説明させていただいています。B区分と合わせて81,000食というのを今回の公募の食数としておりますので、A区分の食数は28,000食になるべく近づけられるように、5年ごとにB区分の募集の食数を調整していくというようなことをしていけたらと考えております。

森委員

分かりました。あとは、③のところに「附帯事業の実施による地域貢献の展開や財政負担の軽減」と書いてありますが、これはどういうことを指しているか教えていただけますか。

赤井中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。給食の工場になりますので、稼働する時間が限られています。給食が終わった午後の時間ですとか、あとは、夏休みや長期休業の期間は工場の稼働がないという状況がありますので、この期間をうまく利用させていただいて附帯事業を実施いただきたいと思いますと思っております。具体的には、夏休み期間

中などでの学童や放課後キッズクラブ等々への配食サービスですとか、近隣の企業や地域への配食サービス等々、デリバリー給食だからできるという事業があるかと思しますので、そういった事業展開を期待して御提案を受けたいと思っております。

森委員

それは裏面の「市内工場を誘導するメリット」にある「新たな取組の推進」ということと同じことを指していますか。これはまた別の話ですか。附帯事業の話とこれはイコールでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

裏面の「(2)『B区分：民間工場を活用した調理・配送委託』（運営：5年間）」の四角囲みの「市内工場を誘導するメリット」の「新たな取組の推進」ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましてはB区分の説明になりますので、B区分で自主的に民間事業者が市内工場を作っていた場合のメリットを書かせていただきました。少し内容が違うということで、分かりづらくて申し訳ございません。例えば、温かきの工夫や、いろいろな献立の改善など、これから給食をより良くしていくというような取組がよりやりやすくなる環境が整うのではないかとということで、ここに記載させていただきました。

森委員

民設民営方式におけるメリットをこのように説明いただいて、実際に懸念点として一つあるとすれば、15年間安定的に運営できるかということ。また、食数が見通せないことにおける民間事業者にとっての不安定さが生まれないようにというところで、いろいろな余地も、できるようなことを残しているという話がありましたが、そこで、最後のページの「令和6年・7年度の喫食率増加に備えた対応について」というところに、実際に事業者にサウンディング調査した結果、手を挙げてくださるところがなかったとあります。この話と先ほどの懸念点というところで民間事業者が手を挙げたいと思っていただけでないという、そういう話ではないということでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。これは別の話と考えていただければと思っております。令和6年度については純粋に準備の時間がかかるので、令和6年度からの参入は難しいというような考え方でございますので、事業の継続性云々ということではなく、あくまで準備期間が足りないというようなことでございます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかに。

木村委員

今、世間を騒がせているような倒産関係があって、ここにも倒産リスクとあるのですが、財務状況を年に1回モニタリングとありますけれども、当然、公募の段階で財務状況、過去の収支等々ということは審査の対象になっているわけですよ。

赤井中学校給食推進担当課長

はい。なっています。

木村委員

どういう内容かはお聞きしませんが、それであれば、応募する事業者が少なくて、しかしながら、そういった財務状況が悪いときには当然、そこは参入できないということですか。

赤井健康教育・食育課中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。今回の審査では、特にA区分については、給食の根幹である給食の調理だけでなく、財務状況についても、評価点が合計点を上回っていたとしても、その評価が一定程度低ければ採択できないというような基準を設けております。

木村委員

分かりました。そういったところをしっかりとやらないと、これだけ長期の契約とかになったときに、本当に賄えるのかとかありますから。了解しました。

中上委員

今の関連で、さっき倒産リスクについてもう少し聞こうかなと思って落としてしまったのですが、いろいろ今現在見ていると、この前の株式会社ホーユーみたいに破産申請をいきなり言うてくるということで、あれは本当にイレギュラーかと思えますけれども、一方では今、M&Aが非常に進んでいて、採算性の悪いところはM&Aで切っていきますよね。この前のそごうの話もそうでしょうけれども、そういうことも想定としてはあるわけですよね。でも、この優先交渉の中でいろいろと配慮されると思いますが、業者にあまり過度なリスクを乗せてしまうと、こちらが新しい中学校給食で、あれやれこれやれと言ったときに、本来は横浜市が予算をつけて実施しなければいけないのを、逆に業者からすると、さっきの採算が悪いのは切られる対象になる可能性もあるわけですよね。ですから、必要な補正も行っていますが、必要な食材の値上がりや、人件費など、必要なものは支援して取り組まない、やっぱりできないということになりかねませんし、万一、M&Aで駄目になった場合でも、次の施策はどうするという手を皆さん心配すると思うのです。その辺りは、もし駄目だったらこういう手を打ちますという、それは完璧ではないにしても次善の策がありますみたいなのも、将来の中で、もう視野には入っておられると思いますけれども、気になるところかなと思います。何か意見はありますか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今、御指摘いただきました、経営状況が悪化している場合につきましては、1年に1回、財務諸表を確認して行って、事前に把握できるような仕組みにしています。その場合に、本当に経営状況が芳しくないというような場合には、契約を解除することも見据えながら、所有権を横浜市に譲渡していただくと。それでまた違う新しい事業者を公募すると。事業者を公募する間にまた1年とか少し時間がかかってしまいますので、その間はB区分も含めた全体の製造事業者にかバーしていただくというようなことで、契約の特記事項に明記していくというような対応で考えていきたいと思っております。

鯉渕教育長

ほかにいかがですか。

木村委員

財務状況云々、いろいろ考えると大型企業だけになりそうなのですが、例えばスタートアップ業者がありますよね。そういったものを共に育成するとかいうことも、もし事業者数が少なければ考えることもあるのですか。

赤井中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。長期的な視点としては検討していきたいと思っております。ただ、給食の事業となりますと、かなり衛生管理の徹底ですとか、生徒の安全性第一というところを考えていくと、衛生管理をしっかり行っていただけるような事業者ということになりますので、そういった事業者が数多く出てくるように、我々も営業と言いますか努力していければと思っております。

鯉渕教育長	ほかに。
四王天委員	私も需要に対して安定供給できるかどうかというところが非常に関心のあるところ。先ほど森委員もおっしゃっていましたが、裏ページの「参考」のところ、「令和6年度から調理・配送全ての業務を担える事業者はいませんでした」と書いてあるのは、新規事業者という形でよいですか。
赤井中学校給食推進担当課長	はい。
四王天委員	新たな事業者が見つからないということですよ。まず、こういう応募者がいないという状態は想定されていたものでしょうか。
田中中学校給食推進担当部長	そうですね。いないこともあるのではないかと思います。というのは、今度新しく令和6年度に参入される事業者は、令和7年度末までの契約になりますので、契約期間が2か年というようなところで、なかなか新しい設備投資までして参入というのは、かなり難しい条件ではないかということは私たちも考えておりました。
四王天委員	それに付随して、今供給していただいている事業者に何かあったときに、その分の供給を他者でカバーするというような案であったかと思いますが、それは本当に可能なのでしょうか。例えば1週間のカバーだったらできるかもしれないけれども、もしそれが1か月や数か月、長期にわたるようなものであって、その事業者がそれだけの生産に応じていただけるのかどうかというか、その辺りのところはちょっと不安なのですが、いかがでしょうか。
田中中学校給食推進担当部長	それはこれからまた、今、公募をしている段階ですので、事業者が決定し次第、調整していくということで考えております。
＜傍聴人による不規則発言あり＞	
鯉渕教育長	傍聴人は静粛に願います。会議の妨げになりますので、その点は御了承ください。ほかに御意見はございますか。
中上委員	今、私も心配というのは、当然皆さんには釈迦に説法で、視野に置いて議論されていますし、今後優先決定者とのいろいろな話合いとか次の手も考えておられるということはお聞きしていますので、その辺を更に精査していただくとともに、私は以前、大学の事務局におりましたから、病院の給食業者との関係も少しは経験があります。給食はいろいろな条件があって厳しいでしょうけれども、病院の給食はもっと厳しいですよ。種類が毎日変わって、いろいろな病気に合わせていろいろな種類を毎日コックを代えて用意するわけ。しかも、契約は5年の中で行っているわけ。ですから、病院関係や福祉関係でもいろいろ業者のマーケットがありますから、その辺をもうちょっと幅広く、今の給食業者だけでなくいろいろな給食業者がいますので、サウンディングももっと広げれば、万一のときの次の手にもなると思います。給食だけがそんなに厳しいとは私は思って

いませんし、いろいろな民間のノウハウというのはあなどれなくて、蓄積があると思いますので、その辺りのヒアリングをよろしくお願ひしたいと思います。

四王天委員 もう一つだけお伺ひしたいのですが、A区分とB区分の割合というのは、35%、65%でもう決定なものなのですか。それとも、Bの業者の状況などによって変わるものなのか、その辺りのところだけちょっと知りたいのですが。

赤井中学校給食推進担当課長 ありがとうございます。今回の公募ではこの条件で決定して公募をかけております。

鯉淵教育長 ほかによろしいでしょうか。

大塚委員 中学校の子どもたちの給食の推進校が18校ありますが、本当に様々な中学校の取組によって、この新しい中学校給食の取組が、子どもたちの食べる側に寄り添った内容に随分進化してきたと思っています。まずは温かさについての取組ですとか、より食べやすいということで副菜が汁物に変わるとか、こういう生の現場の声をきちんと今後に生かしてほしいと思います。でも、もう実際にデリバリーを食べている子どもたちがいるわけですから、一日も早くこのような形になっていくということがすごく大事だと思います。これら全てが質の担保と考えますと、定期的にモニタリングを行うという、今後、令和8年度以降、実際に稼働していったときには、このモニタリングがものすごく重要な役割を果たすのではないかと思います。それに対して、横浜市が責任を持って取り組んでいくということと考えますと、モニタリングが、ここには質の担保というところで、施設、衛生管理、財務状況と書いてありますけれども、もう少し具体的に、こういった組織がこのような聞き取りをこんな観点で行うということが、もし分かれば教えていただきたいと思います。それをまた業者ときちんと情報共有できることによって成立すると思いますので、お願ひいたします。

赤井中学校給食推進担当課長 ありがとうございます。モニタリングで考えているのは、事業者によるセルフモニタリング、本市によるモニタリングに加えて、第三者によるモニタリング、それと、財務状況のモニタリング、この四つで構成していきたいと思っております。事業者のモニタリングというのは、まず御自身で、衛生管理に関する項目を中心に日々の業務内容の帳簿をつけていただいて、本市に毎月1回提出していただくようなことを想定しております。それを受けて本市のモニタリングでは、その報告書に基づいて、それが適切に実施されているかどうかということ、施設の巡回ですとか業務監視等々で確認していきたいと思っております。また、第三者のモニタリングというのも必要かと思っております。5年に1回程度は外部有識者による客観的・専門的な知見に基づく御意見、具申を頂きたいと思っております。また、財務状況のモニタリングについては、年に1回、財務諸表等々の書類を提出いただいて、公認会計士に確認を求めていくようなことを考えております。

大塚委員 ありがとうございます。モニタリングのイメージが自分の中で湧きにくかったので、御説明いただいて分かりやすいと思いました。あともう一つは、今話題になっている倒産リスクのモニタリングも、財務状況が年に1回というのは、今のお話の中にも含まれているものになりますか。今後、本当にこれがまた要になっ

ていくと思いますが、事前にきめ細やかに考えていただいているということが分かりましたので、今後もよろしく願いいたします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第30号議案「横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第31号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第30号議案及び教委第31号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、10月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、11月16日木曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、10月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、11月16日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第30号議案「横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第31号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時26分]